

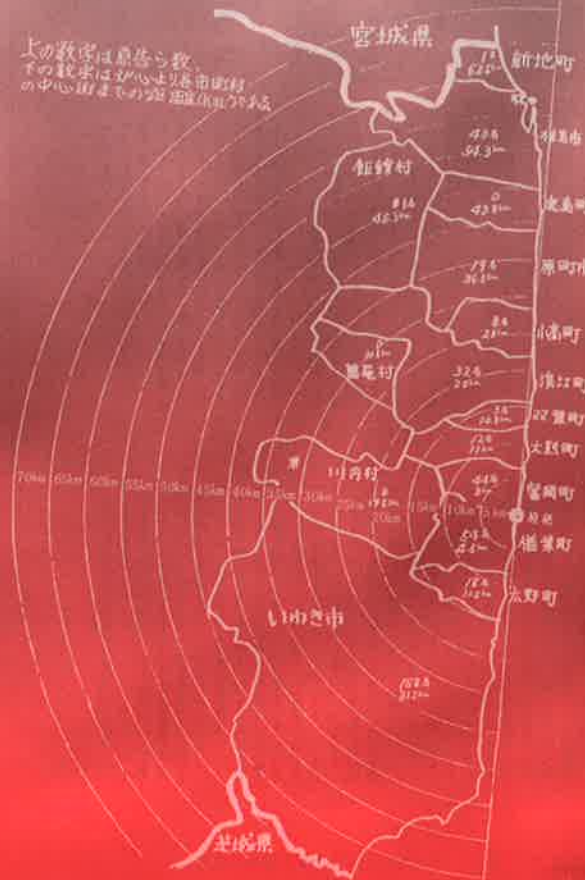
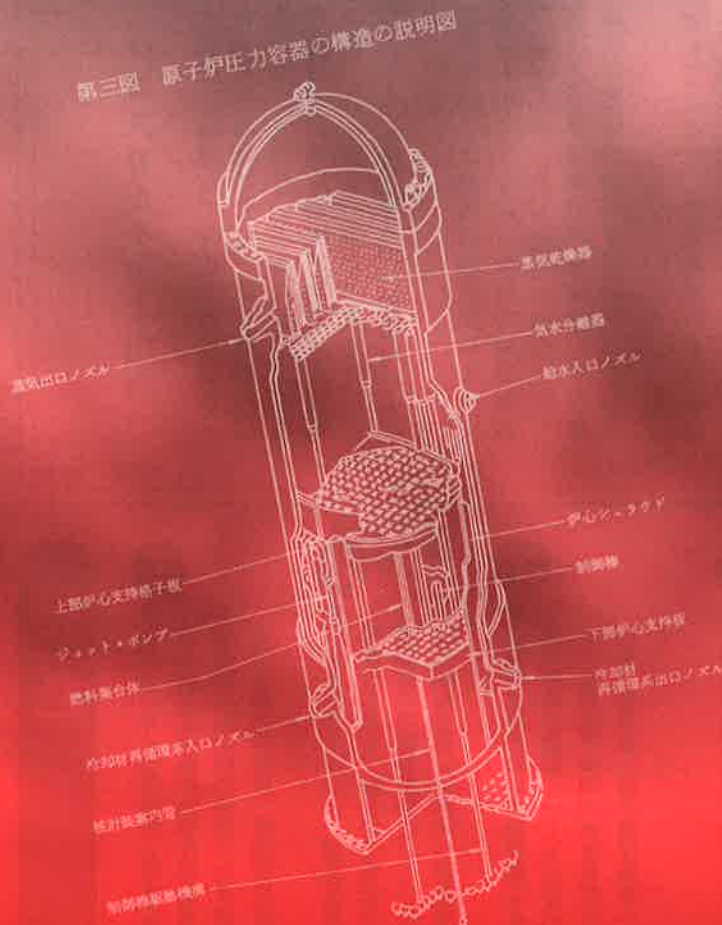




福島原発事故の原点を明らかにする第一級の資料!!

# 福島原発設置反対運動 裁判資料 全3巻

●編集・解説 安田純治(弁護士) / 解題 澤 正宏(福島大学教授)



3.11直後のメルトダウンは昭和50年当時すでに警告という形で発せられていた。福島原発設置許可取消訴訟の裁判記録が語る真実一。

クロスカルチャー出版

※この商品の売上の一部を被災地に寄付いたします

福島原発事故の原点を明らかにする第一級の資料!!

# 福島原発設置反対運動 裁判資料 全3巻

●編集・解説 安田純治(弁護士) / 解題 澤 正宏(福島大学教授)  
●体裁B5判・上製・総約2,400頁 ●定価 157,500円(本体150,000円+税)  
ISBN978-4-905388-44-9 C3332

## ■巻構成

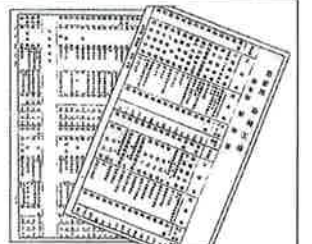
- 第1巻 公有水面埋立免許取消請求事件 審査請求書・訴状(2冊)  
福島原発訴訟原告団・福島原発訴訟弁護団
- 第2巻 福島第二原子力発電所 原子炉設置許可処分取消請求事件 最終準備書面  
昭和50年(行ウ)第一号  
福島第二原子力発電所原子炉設置  
原子炉設置許可処分取消請求事件判決(その一)
- 第3巻 昭和50年(行ウ)第一号  
福島第二原子力発電所原子炉設置  
原子炉設置許可処分取消請求事件判決(その二~その四)  
福島地方裁判所第一民事部

●おすすめ先：憲法・訴訟法・環境法・環境政策・地域社会学・環境問題・公害問題・住民運動・社会運動・現代史・現代経済史等の研究者、物理学者、大学図書館・公共図書館など

## 好評既刊【日本経済調査資料シリーズ】

【日本経済調査資料シリーズ1】  
全国工場鉱山名簿 全3巻

●解説 阿部武司(大阪大学教授)  
●定価 88,200円 ●B5判・総約1800頁  
戦時期から戦後初期における、各工場・鉱山の変遷を明らかにする基本データ集。  
底本は『全国主要工場鉱山名簿』ほか。 ISBN978-4-9905091-0-1 C3333



【日本経済調査資料シリーズ2】  
米国司法省戦時経済局対日調査資料集 全5巻

●編集・解説 三輪宗弘(九州大学教授)  
●定価 157,500円 ●B5判・総約2500頁  
戦時中、米国司法省戦時経済局が押収した在米日本商社資料を徹底的に調査・分析した貴重な資料群。 ISBN978-4-9905091-4-9 C3333

輸送兵数▼

国	兵数	備考
日本	1,000,000	
米国	1,000,000	
中国	1,000,000	
ソ連	1,000,000	
英国	1,000,000	
フランス	1,000,000	
ドイツ	1,000,000	
イタリア	1,000,000	
日本	1,000,000	
米国	1,000,000	
中国	1,000,000	
ソ連	1,000,000	
英国	1,000,000	
フランス	1,000,000	
ドイツ	1,000,000	
イタリア	1,000,000	

クロスカルチャー出版

学術出版

〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-7-6  
TEL: 03-5577-6707 FAX: 03-5577-6708  
e-mail: crocul99@sound.ocn.ne.jp







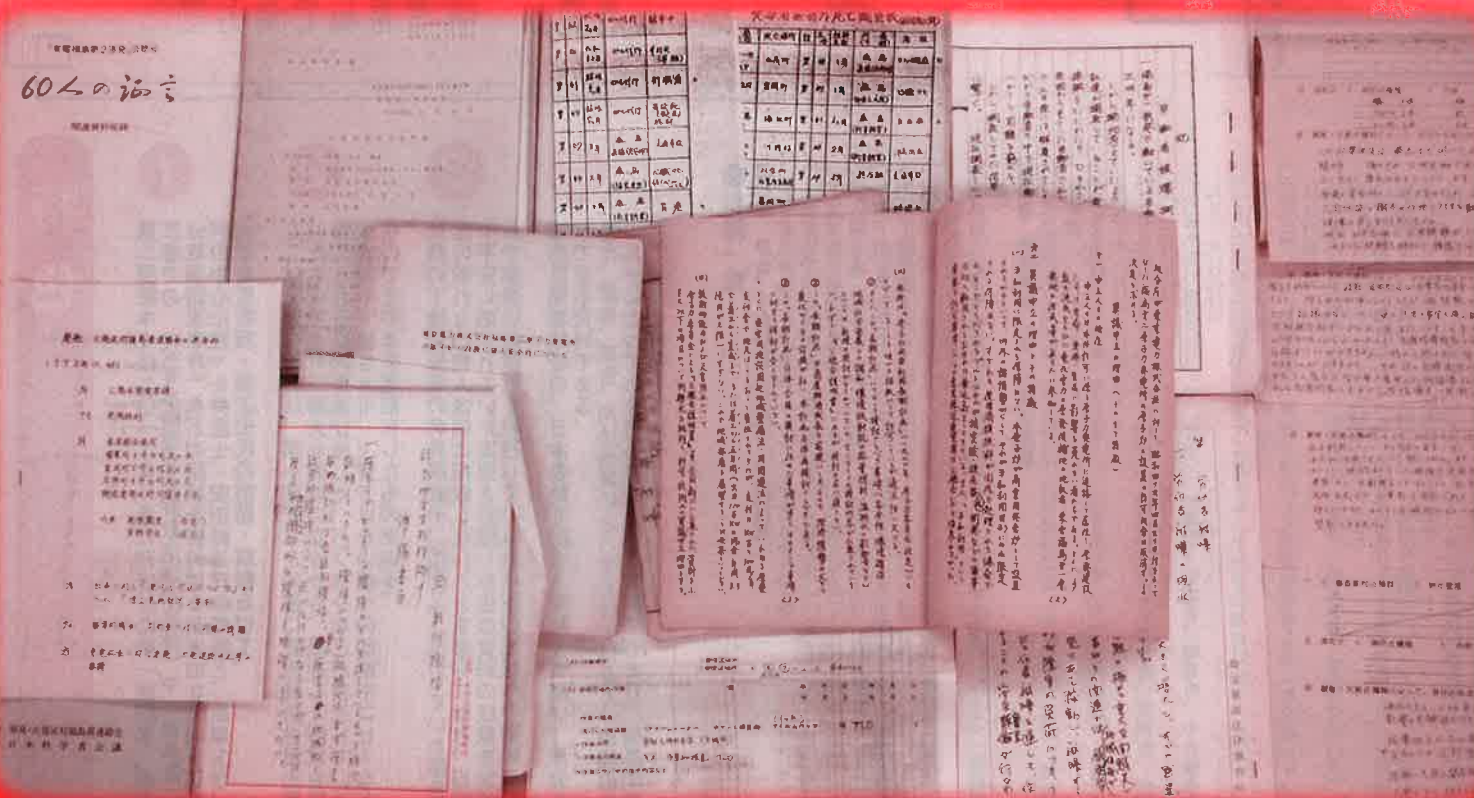
# 第1回配本の裏付けとなる調査資料が続々。

労働者の被曝の実態、国・東電と県、県と町などが相互に取り交わした各種文書、東電福島第2原発公聴会での60人の証言等々、貴重かつ重要な調査資料、報告、証言を一挙公開。福島原発事故の原点のあらましが今明らかに！！

【日本現代史シリーズ2】

# 福島原発設置反対運動 裁判資料 第2回配本 全4巻

●解説 安田純治(弁護士)/編集・解題・解説 澤 正宏(福島大学名誉教授)  
●体裁 B5判・上製・総約1,700頁 ●定価：本体 88,000円 + 税



今まさに次々と安全性を無視して原発再稼働がなし崩しに行われようとしている。福島の受けた衝撃・現実を風化してはならない。今こそこの裁判が物語る悲惨さと過酷さの現実を汲み取り後世に伝えて行くことを使命としたい。

クロスカルチャー出版

## 【日本現代史シリーズ2】福島原発事故の原点のあらましが今明らかに！！ 福島原発設置反対運動裁判資料 第2回配本 全4巻

●解説 安田純治(弁護士)/編集・解題・解説 澤 正宏(福島大学名誉教授)  
●体裁 B5判・上製 総約1,700頁  
●定価：本体 88,000円 + 税 ISBN978-4-905388-53-1 C3332 2012年11月刊行

### ■巻構成

- 第4巻 原告、下請労働者に関する基礎調査
- 第5巻 訴訟資料(含・下書き原稿)
- 第6巻 被告(内閣総理大臣など)、原子力委員会、東京電力、福島県などの側の資料
- 第7巻 原発・火発反対福島県連絡会、日本科学者会議などの側の資料
- 別冊 解説・解題



## 好評既刊【日本現代史シリーズ1】

### 福島原発設置反対運動裁判資料 第1回配本 全3巻

●編集・解説 安田純治(弁護士)/解題 澤 正宏(福島大学名誉教授) 2012年1月刊行  
●体裁 B5判・上製・総約2,400頁 ●定価：本体 150,000円 + 税 ISBN978-4-905388-44-9 C3332

### ■巻構成

- 第1巻 『東京電力株式会社の公有水面埋立免許申請に係る福島県知事の免許についての審査請求書』  
『公有水面埋立免許取消請求事件 訴状』
- 第2巻 『福島第2原子力発電所 原子炉設置許可処分取消請求事件』(福島原発訴訟原告団・福島原発訴訟弁護団)  
『福島第2原子力発電所 原子炉設置許可処分取消請求事件 最終準備書面』(福島原発訴訟原告団・福島原発訴訟弁護団)
- 第3巻 『昭和50年(行ウ)第1号 福島第2原子力発電所 原子炉設置許可処分取消請求事件判決(その1)』  
(福島地方裁判所第1民事部)  
『昭和50年(行ウ)第1号 福島第2原子力発電所 原子炉設置許可処分取消請求事件判決(その2)』  
(福島地方裁判所第1民事部)  
『昭和50年(行ウ)第1号 福島第2原子力発電所 原子炉設置許可処分取消請求事件判決(その3)』  
(福島地方裁判所第1民事部)  
『昭和50年(行ウ)第1号 福島第2原子力発電所 原子炉設置許可処分取消請求事件判決(その4)』  
(福島地方裁判所第1民事部)

●おすすめ先：憲法・行政法・訴訟法・環境法・環境政策・地域社会学・環境問題・公害問題・住民運動・社会運動・生命科学・現代史・現代経済史等の研究者、物理学者、大学図書館・公共図書館など

## 好評既刊【日本現代史シリーズ3・4】伊方原発設置反対運動裁判資料 全7巻

●解説 藤田一良(弁護士※第1回配本) 編集・解題・解説 澤 正宏(福島大学名誉教授)  
●体裁 B5判・上製・総約5,200頁  
●定価 第1回配本(1~4巻 別冊) 定価：本体160,000円 + 税 ISBN978-4-905388-58-6 C3332(2013年9月刊行)  
第2回配本(5~7巻 別冊) 定価：本体 90,000円 + 税 ISBN978-4-905388-66-1 C3332(2014年2月刊行)  
日本初の科学訴訟といわれ、原発のメルトダウンについて初めて触れた画期的な訴訟、その裁判資料を復刻。

## クロスカルチャー出版

学術出版

〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-7-6  
TEL：03-5577-6707 FAX：03-5577-6708  
e-mail：crocul99@sound.ocn.ne.jp







# 福島原発・火発建設反対訴訟をすすめる決議

(東京)

福島原発の太平洋沿岸に、南北三千一キロメートルの間に四基、合計出力一三二八万キロワットの原子力発電所が建設・計画され、その一部はすでに営業運転に入っています。かかる巨大な原発・火発の集中化は世界にもその例をみないものであり、その危険密度も世界有数であります。

われわれは、福島原発・火発の建設が地域住民に何をもたらすのか、ここ十有数年、あらゆる機会をとりえて学習を深め、関係当局との間断なき交渉も行ない、全国初の「原発公聴会」にもあえて参加して問題点をたゞまいました。しかし、その過程で得たものは確証のまったくない「安全性」の問題と事故の多発、そして、企業側がたゞすきまをみない原発行政の悪態ばかりでした。

一九七四年二月二日  
福島原発・火発建設反対訴訟をすすめる  
決定集会 参加者 一同

## ●声明文

福島県ならびに全国のみならず、福島県ならびに太平洋沿岸には、南北わずか三二キロメートルの間に四基、合計出力一三二八万キロワットの原子力発電所と二二〇万キロワット以上の火力発電所とが建設・計画され、その一部はすでに営業運転に入っています。かかる巨大な原発・火発の集中化は世界にもその例をみないものであり、その危険密度も世界有数であります。

## 推薦します



忘れないで

立命館大学名誉教授 安斎育郎

忘れないで欲しい。破局的な福島原発事故の被災地に、四〇年近くも前、激しい嵐に抗しながら、傲岸不遜な国家と電力企業を相手に、弁護士や科学者と手を携えてこの国の原発政策の是非を根底から問い、懸命に闘っていた人々がいたことを。

## ●声明文

福島県ならびに全国のみならず、福島県ならびに太平洋沿岸には、南北わずか三二キロメートルの間に四基、合計出力一三二八万キロワットの原子力発電所と二二〇万キロワット以上の火力発電所とが建設・計画され、その一部はすでに営業運転に入っています。かかる巨大な原発・火発の集中化は世界にもその例をみないものであり、その危険密度も世界有数であります。

一九七五年一月七日  
福島第二原発原子炉設置許可取消を求める決定集会  
参加者 一同



日本初の科学訴訟といわれ、原発のメルトダウンについて初めて触れた画期的な資料!!

【日本現代史シリーズ 3】

# 伊方原発設置反対運動 裁判資料 第1回配本 全4巻

●解説 藤田一良 (弁護士) / 編集・解題・解説 澤 正宏 (福島大学名誉教授)  
●体裁 B5判・上製・総約 3,500頁 ●定価 168,000円 (本体 160,000円 + 税)  
ISBN978-4-905388-58-6 C3332

一審から最高裁まで裁判所が一貫して示したのは、司法の使命を貫き、国民を原発災害から護ろうとする一片の姿勢もないという事実であった—藤田一良弁護士の解説より

安全が証明されないからだめではなく、危険性が証明されないから原発はいい。この論理のすり替えが、今日まで原告勝利なしというわが国の原発訴訟の原型を形作り、各地に原発銀座の誕生を許す契機となったのである。伊方原発訴訟における裁判官の恣意的な人事異動をはじめ、愕然とするほどの訴訟操作は、国策に対して司法がいかに無力であるか、というよりも、積極的に追従するものであるかの証左である。

クロスカルチャー出版

# 【日本現代史シリーズ 3】日本初の科学訴訟 伊方原発設置反対運動 裁判資料 第1回配本 全4巻

●解説 藤田一良 (弁護士) / 編集・解題・解説 澤 正宏 (福島大学名誉教授)  
●体裁 B5判・上製・総約 3,500頁 ●定価 168,000円 (本体 160,000円 + 税)  
ISBN978-4-905388-58-6 C3332

## ■巻構成

- 第1巻 伊方原発行政訴訟【資料1】訴状 効力停止決定申立書 原子炉安全専門審査会報告書 意義申立書 棄却決定書  
伊方原発行政訴訟【資料2】被告(国)側答弁書 原告側準備書面(一)  
伊方原発行政訴訟【資料3】被告側準備書面(一) 被告側準備書面(二) 原告側準備書面(二) 被告側準備書面(三) 被告側準備書面(四)  
伊方原発行政訴訟【資料4】原告側準備書面(三) 被告側準備書面(五) 原告側文書提出命令申立 伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件 準備書面(原告13)(上)  
—伊方原子力発電所の危険性及び違法性のすべて— (伊方原発行政訴訟弁護団)
- 第2巻 伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件 準備書面(原告13)(下)  
—伊方原子力発電所の危険性及び違法性のすべて— (伊方原発行政訴訟弁護団)  
伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件準備書面(被告)(一三)
- 第3巻 伊方原子力発電所裁判証言記録(一)~(九)
- 第4巻 昭和48年(行ウ)第五号 伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件判決  
当事者の表示 主文 事実、その一~その四、理由、添付別紙 (松山地方裁判所民事第一部)

●おすすめ先: 憲法、行政法、訴訟法、環境法、環境政策、地域社会学、環境問題、公害問題、住民運動、社会運動、現代史、現代経済史、物理学、生命科学分野などの研究者、大学図書館、公共図書館など

## 近刊予告【日本現代史シリーズ】

【日本現代史シリーズ 4】

伊方原発設置反対運動裁判資料 第2回配本 全3巻

●編集・解題 澤 正宏 (福島大学名誉教授) ●体裁 B5判・上製 総約 1,800頁

●定価 94,500円 (本体 90,000円 + 税) ISBN978-4-905388-66-1 C3332

昭和60年(行ウ)第一二三号 伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求上告事件 上告理由書 上告理由補充書(二) 「終わりのはじまり」チェルノブイリ事故と本件許可並びに原判決の違法性 上告理由補充書(三) 加圧水型原発の終焉 (伊方原発行政訴訟弁護団) など貴重な資料を収める。

## 好評既刊【日本現代史シリーズ】

【日本現代史シリーズ 1】

福島原発設置反対運動裁判資料 第1回配本 全3巻

●編集・解題 安田純治 (弁護士) / 解題 澤 正宏 (福島大学名誉教授) ●体裁 B5判・上製 総約 2,400頁

●定価 157,500円 (本体 150,000円 + 税) ISBN978-4-905388-44-9 C3332

3.11直後のメルトダウンは昭和50年当時すでに警告という形で発せられていた。原発設置の安全基準の杜撰さ、地震・津波災害による原発事故の危険性、放射能汚染による健康被害の問題などこの裁判に原発事故の原点が集約されている。「今、私たちが真に目覚めるために、この戦いの記録を生かすことが重要だと思う」—推薦・江川紹子

【日本現代史シリーズ 2】

福島原発設置反対運動裁判資料 第2回配本 全4巻・別冊

●解説 安田純治 (弁護士) / 編集・解題・解説 澤 正宏 (福島大学名誉教授) ●体裁 B5判・上製 総約 1,700頁

●定価 92,400円 (本体 88,000円 + 税) ISBN978-4-905388-53-1 C3332

労働者の被曝の実態、国・東電と県、県と町などが相互に取り交わした各種文書、東電福島第2原発公聴会での60人の証言等、貴重かつ重要な調査資料、報告、証言を一挙公開。福島原発事故の原点のあらましが今明らかに!! 「この資料の存在を知らずに今事故を総括し、今後の原発政策を展望することは出来ないだろう」—推薦・安齋育郎

クロスカルチャー出版  
学術出版

〒101-0064 東京都千代田区猿樂町 2-7-6  
TEL: 03-5577-6707 FAX: 03-5577-6708  
e-mail: crocul99@sound.ocn.ne.jp



# 推薦します

伊方原発裁判は世界的にみても当時としては非常に珍しい原発の危険性を全面的に問う裁判であった。

原告側は自然科学の知見のうえに立ち、広汎かつ徹底的に原発の危険性を提起した。これに対して被告側の国は安全審査が妥当であることを主張したが、原告側の追及の前にそのずさんさ、非科学性が次々と明らかになっていく。にもかかわらず、判決は国の安全基準を根拠も示さぬまま「妥当」と認定し、原告側の主張をことごとく退けた。原告の提起した諸問題は福島第一原発事故において、きわめて的確なものであったことが不幸にも明らかになったことは周知の通りである。

本資料集は、長期間にわたる困難な裁判の記録である。しかしその内容は裁判記録の域を越えて、科学とは何か、科学と権力との関係、市民による科学知の可能性はどこまで広がっているのかなどを考察するための貴重な資料となっている。

原告側の準備書面(二三)には「原告らが護ろうとしているのはただに自からの生命・健康や生活環境の安全だけではなく広く日本国民や未来の人類の運命であることを強く自覚するものである」と記されている。まだ遅すぎることはない。今こそ原告が提起した問題を共有し、再検討する時期である。

## 『伊方原発設置反対運動裁判資料』を推す

立教大学社会学部教授／共生社会研究センター長 高木恒一

# 刊行にあたって

## クロスカルチャー出版

本社では、さきに『福島原発設置反対運動裁判資料』全七巻を刊行し、福島原発事故の原点を明らかにする第一級の資料として、研究者や図書館等から一定の評価を得ている。福島原発事故を経験した今、原発問題の帰趨こそが、とりもなおさずわが国の将来を決定づける重大な要因であることを改めて認識し、ここに、原発関係資料集の「環」として、『伊方原発設置反対運動裁判資料』を刊行する。伊方原発訴訟は、四国電力伊方原子力発電所一号炉(愛媛県)の原子炉設置許可処分取消を求めた行政訴訟(昭和四八年八月提訴)である。松山地方裁判所における第一審判決(昭和五三年四月)は請求棄却、高松高等裁判所における控訴審判決(昭和五九年二月)は控訴棄却であり、いずれも国側が勝訴した。

最高裁判所においても、原告棄却の判決(平成四年一〇月)により国側勝訴が確定した。伊方原発訴訟はわが国最初の原発訴訟であり、「原発の安全性」が全面的に争点となった世界でも初めての裁判として重要である。

約二〇年間に及ぶ伊方原発訴訟の裁判資料は膨大であり、ほかの裁判資料同様一覽できる体制になっていない。『伊方原発設置反対運動裁判資料』は、『福島原発設置反対運動裁判資料』(全七巻・別冊「小社刊」)の解説者安田純治弁護士の個人蔵や原告弁護士団長であった藤田一良氏が立教大学共生社会研究センターに寄贈した資料を原本とし、「科学裁判」といわれた伊方原発訴訟の実態に迫る資料を精選収録する。また澤 正宏福島大学名誉教授による丁寧な解説を付し、藤田一良弁護士による解説や参考資料等も付した。

今まさに停止原発の再稼働が現実味を増している状況のなかで、わが国初の原発訴訟としての伊方原発訴訟の意義はますます重要であり、本資料集が研究者のみならず、すべての人々にとってよって立つ原点となることを切望してやまない。

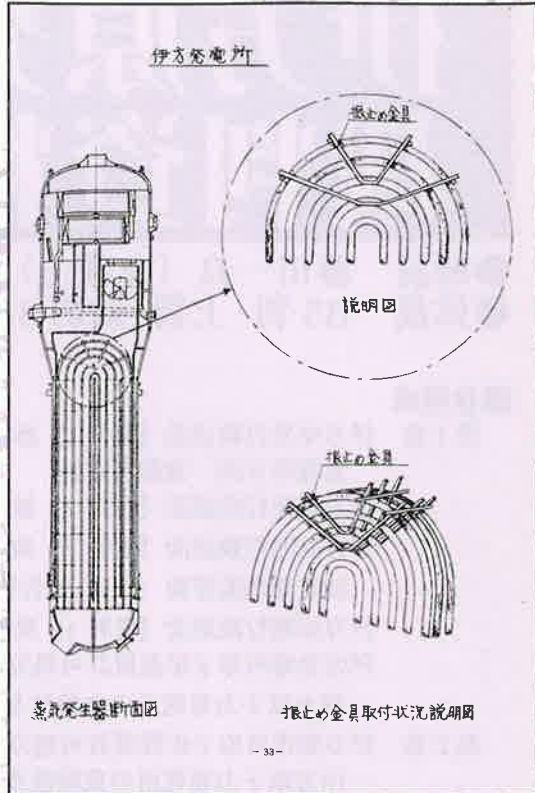
原告 川口寛之  
外 34名  
被告 内閣総理大臣 田中角栄

伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件

請求の趣旨  
被告が昭和47年11月28日に四国電力株式会社に対してなした伊方発電所の原子炉設置許可処分を取り消す。  
訴訟費用は被告の負担とする。

請求原因  
第一 原告  
原告はいずれも本件許可にかかる伊方原子力発電所の設置場所である愛媛県西宇和郡内に居住し、原子力発電所の事故発生の際にはもちろん、平常運転時においても大気や海水中に放出される放射能や海中への温排水等によって生命、健康、生活等に重大な影響を受けることを免れない者である。  
第二 本件許可処分の存在および異議申立の前提  
四国電力株式会社(以下四国電力と略称)は昭和47年5月8日被告に対して伊方原子力発電所原子炉設置許可申請をし、被告はこれについて同年11月28日請求の趣旨記載

のとりの許可処分(以下本件許可処分と略称)をした。  
原告は、右許可処分に対して昭和48年1月27日行政不服審査法48条・同55条1項但書に基き異議申立を被告宛になし、被告は同年5月8日付で右異議申立を棄却する旨の決定をした。  
第三 原子力発電所の危険性  
一 原子力発電所は「原子の火」を動力源とした発電所である。原子力発電所では火力発電所の重油ボイラーの代りに原子炉が設けられ、その原子炉の中で中性子によるウランの核分裂反応を制御しつつ定期的に起こさせ、発生する熱エネルギー「原子の火」によって高温の水蒸気をつくり、それで発電機のタービンを回転させて電気をエネルギーをとり出す仕組みになっている。  
現在わが国で運転中、建設中及び計画中の原子力発電所は、一基を除いてすべて米田から輸入された軽水型とよばれている原子炉を動力源としている。  
この型の原子炉では、「原子の火」の燃料



▲別紙八 蒸気発生器構造図(一部) 被告側準備書面(一)

▼別紙一 発電用原子炉の国産化状況 被告側準備書面(一)

別紙一 発電用原子炉の国産化状況(48年度電力設備等をもとに作成)

発電用原子炉	東電	京電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電
電源出力千KW	166	166	340	500	559	566	826	826	826	826	826	826	826	826	826	826	826	826	826
炉型式	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉
圧力容器	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内
制御棒及び同駆動装置	輸入	輸入	輸入	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内
加圧器	-	-	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内
蒸気発生器	大部分国内	大部分国内	輸入	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内
一次冷却系配管(弁類を含む)	大部分国内	大部分国内	輸入	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内
一次冷却系材(弁類を含む)	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入
格納施設	-	-	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内
燃料体(初級)	輸入	輸入	輸入	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内

発電用原子炉	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電	東電
電源出力千KW	524	784	784	784	784	840	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100
炉型式	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉	沸騰炉
圧力容器	国内	大部分国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内
制御棒及び同駆動装置	輸入	輸入	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内
加圧器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蒸気発生器	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内	大部分国内
一次冷却系配管(弁類を含む)	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入
一次冷却系材(弁類を含む)	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入	輸入
格納施設	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内
燃料体(初級)	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内	国内

▲伊方原発行政訴訟 資料1(第1巻所収)

問280 そんなことは論外です。

答 いや、論外じゃありません。

問281 全燃料が溶融したと考えるわけですか。

答 そうじゃありません。炉心は溶融しないんです。

問282 溶融したと考えた場合と同じように、放射性物質が放出したと書いてありますが、その点はどおりいうように説明するわけですか。

答 重大事故から仮想事故への一つの仮定のステップを上げるために、立地審査指針にも書いてありますように、各国でも同じであると思いますが、安全上重要な設備の性能を、たとえ溶融したと考えると、それが一つあるわけですが、そこで、ECCSの性能を控えめに考えるわけですが、ECCSの性能をどこまで控えめに考えるかという点の論点があると思いますので、それをもっとも危険側に考えて、かりにECCSの性能が全くないと考えた場合を想定して、そして結局立地審査の基として、格納容器の中にどれだけの放射能が溜まるであろうか、格納容器から漏れ出る放射能の放射能の量というものを仮定しなければならぬ。その仮定というのは、全く工学的な科学的な根拠がなければいけません。その根拠として一番きびしい条件として、炉心が一〇〇パーセント溶けたことに相当する、放射能放出量まで持つてくるわけですが、それを書いてあるわけですが、ですからECCSの設計なり管理能力なり実験等から言われて、その性能が十分ありと判断しておりますので、仮想事故でありましてECCSが働かないとか、全く性能がないというこじやないわけですが、ですから炉心は溶融しません。

問283 先程の証言では、ECCSが仮想事故の場合、全く働かないと書いていいたと言われたけれども。

答 ですから、性能を無視して考えると。

問284 だから働かないのと、あまり変わらないのかという質問をしたら、それはいんだと言われたんじゃないんですか。

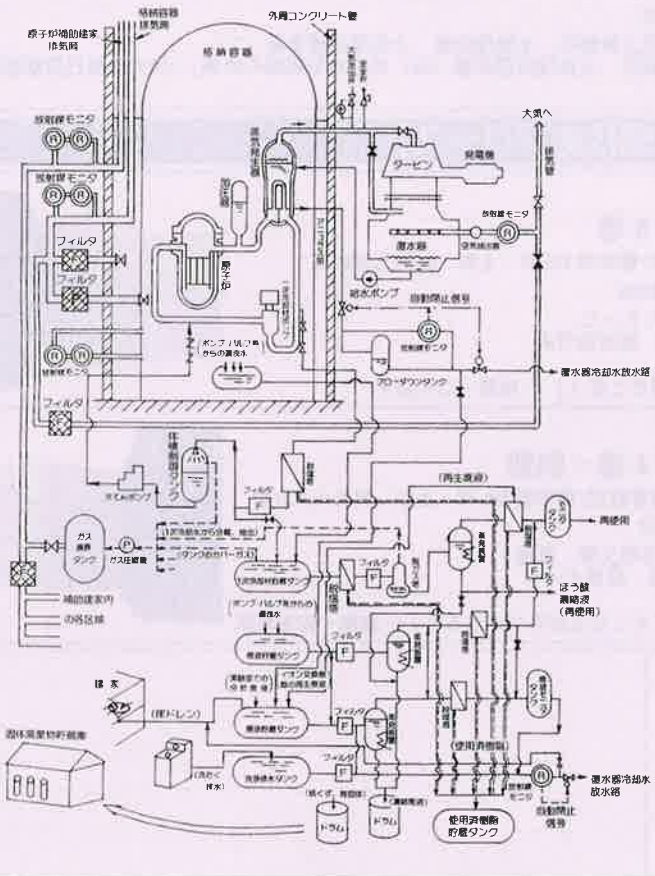
答 私は技術屋ですから、機能と性能を分けて考えるわけです。ブレイキを踏んでるということは、踏むということ

▲伊方原子力発電所裁判証言記録(第3巻所収)より抜粋

# 特色

- 1 本資料には、昭和四八年に提訴された「伊方原発一号炉設置許可取消訴訟」(四国電力伊方原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求行政訴訟)の松山地裁第一審から、平成四年の最高裁判決までの長期にわたる膨大な裁判資料を二回に分けて収録する。
- 2 本資料は、原告弁護士団長・藤田一良弁護士旧蔵資料(現、立教大学共生社会研究センター所蔵)及び福島第二原発訴訟弁護団長・安田純治弁護士(小社刊「福島原発設置反対運動裁判資料」全七巻編集・解説)所蔵資料を底本に復刻。
- 3 初めて原発のメルトダウンに触れ、原発の危険性について争われた伊方原発訴訟。日本初の科学訴訟と言われているが、第一回配本に収録された証言記録がその実態を明らかにしている。収録した証言・準備書面・証言記録・第一審判決等では、原告側・創期の推進反対派科学者の良心と推進派科学者の論理の杜撰さを浮き彫りに。停止原発の再稼働が迫る今、日本の原発政策の帰趨に改めて一石を投ずるものである。
- 4 福島大学名誉教授・澤正宏氏の書誌事項を含む綿密な解題・解説やオリジナル作成資料等を付し、利用者の便に供する。

## 別紙9 放射性物質の発生・検知・処理の説明図





日本初の科学訴訟！

【日本現代史シリーズ 4】

# 伊方原発設置反対運動 裁判資料 第2回配本 全3巻・別冊

●編集・解題・解説 澤 正宏（福島大学名誉教授）

●体裁 B5判・上製・総約1,700頁 ●定価 本体90,000円＋税

ISBN978-4-905388-66-1 C3332

原告代理人らはチェルノブイリ事故の惨事と違法性の安全審査、とりわけ住民との隔離を問題とする「立地審査指針」の適合しない違法性がますます明らかになったことを主張する「上告理由補充書一・二（終わりの始まり）」を提出した。—藤田一良弁護士の解説より

*If Chernobyl is Ikata*



チェルノブイリ周辺の放射線強度圏と伊方周辺地図の重ね合わせ  
(本資料第6巻に収録)

『上告理由補充書』のおわりにでは、チェルノブイリ原発事故を深刻に受け止めた世界各国の、原発に対する決議、決定の例が紹介されている。それは、オーストリアでの原発解体、スウェーデンでの12基の原発の段階的解体と廃止、オランダ、ユーゴスラビアでの原子炉建設の延期ないしは断念、ドイツ・バイエルン州政府の原発施設の解体、フィリピンでの原子炉の解体、破棄、ブラジルでの原子炉の運転中止などである。そして最後に、「アメリカ、ソ連の次は日本だ」という声の大きな警告として世界中で叫ばれている」と述べ、原判決破棄と伊方原発設置許可処分を取り消しとを強く求めている。米国、ソ連の次に「日本だ」という世界の警告が2011年に現実となった事実を考えると、この「上告理由補充書」が持っている意味と意義は大きく評価されないといけない。—澤 正宏（福島大学名誉教授）の解題・解説より

クロスカルチャー出版

# 【日本現代史シリーズ 4】 日本初の科学訴訟 伊方原発設置反対運動 裁判資料 第2回配本 全3巻・別冊

●編集・解題・解説 澤 正宏（福島大学名誉教授）

●体裁 B5判・上製・総約1,700頁 ●定価 本体90,000円＋税

ISBN978-4-905388-66-1 C3332

## ■巻構成

第5巻 上告理由書 1985（昭和60）年6月28日（伊方原発行政訴訟弁護団）

第6巻 上告理由補充書 1986（昭和61）年6月25日（伊方原発行政訴訟弁護団）

上告理由補充書（二）1988（昭和63）年6月23日（伊方原発行政訴訟弁護団）

「終りの始まり」チェルノブイリ事故と本件許可処分並びに原判決の違法性

上告理由補充書（三）1991（平成3）年6月20日（伊方原発行政訴訟弁護団）

「加圧水型原発の終焉」

第7巻 準備書面（控訴人原告四）1980（昭和55）年1月31日（伊方原発行政訴訟弁護団）

—スリーマイル島原子力発電所の事故は人類破滅への道を指し示す—

最高裁、高松高裁判決部分等を取録 参考資料

別冊 解題・解説【伊方原発関連年表】（澤 正宏）※特に【伊方原発関連年表】は約40頁にわたり詳細に記述

●おすすめ先：憲法・行政法・訴訟法・環境法・環境政策・地域社会学・環境問題・公害問題・住民運動・社会運動・生命科学・現代史・現代経済史等の研究者、物理学者、大学図書館・公共図書館など

好評既刊【日本現代史シリーズ】

【日本現代史シリーズ3】

伊方原発設置反対運動裁判資料 第1回配本 全4巻・別冊

●解説 藤田一良（弁護士）/編集・解題・解説 澤 正宏（福島大学名誉教授）

●体裁 B5判・上製・総約3,500頁 ●定価 本体160,000円＋税 ISBN978-4-905388-58-6 C3332

■第1巻 伊方原発行政訴訟【資料1】訴状 効力停止決定申立書 原子炉安全専門審査会報告書 意義申立書 棄却決定書 伊方原発行政訴訟【資料2】被告（国）側答弁書 原告側準備書面（一）伊方原発行政訴訟【資料3】被告側準備書面（一）被告側準備書面（二）原告側準備書面（二）被告側準備書面（三）被告側準備書面（四）伊方原発行政訴訟【資料4】原告側準備書面（三）被告側準備書面（五）原告側文書提出命令申立 伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件 準備書面（原告13）（上）—伊方原子力発電所の危険性及び違法性のすべて—（伊方原発行政訴訟弁護団）

■第2巻 伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件 準備書面（原告13）（下）—伊方原子力発電所の危険性及び違法性のすべて—（伊方原発行政訴訟弁護団）伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件準備書面（被告）（十三）

■第3巻 伊方原子力発電所裁判証言記録（一）～（九）

■第4巻 昭和48年（行ウ）第五号 伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件判決 当事者の表示 主文 事実、その一～その四、理由、添付別紙（松山地方裁判所民事第一部）

【日本現代史シリーズ1】

福島原発設置反対運動裁判資料 第1回配本 全3巻

●編集・解説 安田純治（弁護士）/解題 澤 正宏（福島大学名誉教授）

●体裁 B5判・上製・総約2,400頁 ●定価 本体150,000円＋税 ISBN978-4-905388-44-9 C3332

『東京電力株式会社の公有水面埋立免許申請に係る福島県知事の免許についての審査請求書』、『公有水面埋立免許取消請求事件 訴状』、『福島第2原子力発電所原子炉設置許可取消請求事件 最終準備書面』、福島地方裁判所判決他収録。

【日本現代史シリーズ2】

福島原発設置反対運動裁判資料 第2回配本 全4巻・別冊

●解説 安田純治（弁護士）/編集・解題・解説 澤 正宏（福島大学名誉教授）

●体裁 B5判・上製・総約1,700頁 ●定価 本体88,000円＋税 ISBN978-4-905388-53-1 C3332

原告、下請労働者に関する基礎調査、訴訟資料、被告、原子力委員会、東京電力、福島県などの資料他収録。

クロスカルチャー出版

学術出版

〒101-0064 東京都千代田区猿樂町 2-7-6

TEL：03-5577-6707 FAX：03-5577-6708

e-mail：crocul99@sound.ocn.ne.jp



# 刊行にあたって

クロスカルチャー出版

小社では、さきに『福島原発設置反対運動裁判資料』全七巻を刊行し、福島原発事故の原点を明らかにする第一級の資料として、研究者や図書館等から一定の評価を得ている。福島原発事故を経験した今、原発問題の帰趨こそが、とりもなおさずわが国の将来を決定づける重大な要因であることを改めて認識し、ここに、原発関係資料集の「環」として、『伊方原発設置反対運動裁判資料』を刊行する。伊方原発訴訟は、四国電力伊方原子力発電所一号炉（愛媛県）の原子炉設置許可処分取消しを求めた行政訴訟（昭和四八年八月提訴）である。松山地方裁判所における第一審判決（昭和五三年四月）は請求棄却、高松高等裁判所における控訴審判決（昭和五九年二月）は控訴棄却であり、いずれも国側が勝訴した。最高裁判所においても、上告棄却の判決（平成四年一〇月）により国側勝訴が確定した。伊方原発訴訟はわが国最初の原発訴訟であり、「原発の安全性」が全面的に争点となった世界でも初めての裁判として重要である。

約二〇年間に及ぶ伊方原発訴訟の裁判資料は膨大であり、ほかの裁判資料同様一覽できる体制になっていない。『伊方原発設置反対運動裁判資料』は、『福島原発設置反対運動裁判資料』（全七巻、小社刊）の解説者安田純治弁護士個人の蔵や原告弁護士であった藤田一良氏が立教大学共生社会研究センターに寄贈した資料を原本とし、「科学裁判」といわれた伊方原発訴訟の実態に迫る資料を精選収録する。また澤 正宏福島大学名誉教授による丁寧な解説・解説また、第二回配本巻末には詳細な「伊方原発年表」を付し、藤田一良弁護士による解説や参考資料等も付した。

今まさに停止原発の再稼働が現実味を増している状況のなかで、わが国初の原発訴訟としての伊方原発訴訟の意義はますます重要であり、本資料集が研究者のみならず、すべての人々にとってよって立つ原点となることを切望してやまない。

おわり

原判決に対する上告理由の各点は、以上述べてきたとおりである。本件許可処分が取消されるべきものであることはこれまで上告人らが、主張・立証してきたところである。

M1事故は、伊方原発に見せつけ、これこそのものである。思えば一二年前、告人らの熱い思いを、一審の判決が示した。伊方原発は今日も運転が続けられ、上告人らをはじめとする現住民たちのすべてを脅かし続けている。原判決が被告上告人らの主張を鵜呑みにして、いかに本件許可処分の正当性を言い繕う言葉を並べても、空しい言葉が現実の危険を解消できる筈がない。もし、最高裁判所が、一・二審の裁判所と同じように、上告人らの上告理由を目をふさぎ、真剣にこれに答えることから逃げるようなことがあるならば、国民の裁判所への信頼は、たちまちのうちに完全に溶融・崩壊してしまふことは明らかである。

-576-

年	月	原子炉名	原子炉型	内容	被害
1945	6	LASL	炉内圧力	米 国	3名被曝
1945	8	LASL	炉内圧力	米 国	2名被曝、1名死亡
1946	5	LASL	炉内圧力	米 国	8名被曝、1名死亡
1952	6	ZPR-1	炉内圧力	米 国	4人被曝
1952	12	ORR-1	炉内圧力	米 国	150万ドルの被害
1954	7	BORAX-1	炉内圧力	米 国	原子炉破壊実験
1955	11	ORR-1	炉内圧力	米 国	14名被曝、 <sup>235</sup> U 250000g 放出 2000平方メートルの牛乳汚染停止
1957	10	Windscale	炉内圧力	英 国	2名被曝、1名死亡
1958	10	BX1	炉内圧力	米 国	110万ドルの被害
1958	11	ORR-1	炉内圧力	米 国	3名被曝、4名5万ドルの被害
1961	1	S-1	炉内圧力	米 国	3名被曝、4名5万ドルの被害
1966	10	Delcon-Paran	炉内圧力	米 国	原子炉破壊
1967	3	Magnox	炉内圧力	イギリス	13000万ドルの被害
1969	4	Big Rock Point	炉内圧力	米 国	

な過去の事例に加えて、今回のチェルノブイリ原発事故は、それが商業用発電所で現実起こるものであることを全世界の人びとの恐怖のうちに示したのである。チェルノブイリ原発の事故が暴走事故であったという報道に接した推進派の連中は大いに驚愕・動揺したが、無責任にも依然として、「日本の原発ではおこる筈のない事故である」という偽善的な姿勢を表面的にはとっているのである。

- 29 -

▲上告理由補充書(二)「終わりの始まり」(第6巻所収)

▲上告理由書(第5巻所収)

## 内容見本

### 『伊方原発設置反対運動裁判資料』を推す

立教大学社会学部教授／共生社会研究センター長 高木恒一

伊方原発裁判は世界的にみても当時としては非常に珍しい原発の危険性を全面的に問う裁判であった。

原告側は自然科学の知見のうえに立ち、広汎かつ徹底的に原発の危険性を提起した。これに対して被告側の国は安全審査が妥当であることを主張したが、原告側の追及の前にそのずさんさ、非科学性が次々と明らかになっていく。にもかかわらず、判決は国の安全基準を根拠も示さぬまま「妥当」と認定し、原告側の主張をことごとく退けた。原告の提起した諸問題は福島第一原発事故において、きわめて的確なものであったことが不幸にも明らかになったことは周知の通りである。

本資料集は、長期間にわたる困難な裁判の記録である。しかしその内容は裁判記録の域を越えて、科学とは何か、科学と権力との関係、市民による科学知の可能性はどこまで広がっているのかなどを考えるための貴重な資料となっている。

原告側の準備書面(二三)には「原告らが護ろうとしているのはただに自からの生命・健康や生活環境の安全だけでなく広く日本国民や未来の人類の運命であることを強く自覚するものである」と記されている。まだ遅すぎることはない。今こそ原告が提起した問題を共有し、再検討する時期である。

## 特色

1 本資料には、昭和四八年に提訴された「伊方原発一号炉設置許可取消訴訟」(四国電力伊方原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求行政訴訟)の松山地裁判第一審から、平成四年の最高裁判決までの長期にわたる膨大な裁判資料を精選収録する。

2 本資料は、原告弁護士団長・故藤田一良弁護士所蔵資料と、立教大学共生社会研究センター所蔵を底本に復刻。

3 初めて原発のメルトダウンに触れ、原発の危険性について争われた伊方原発訴訟。日本初の科学訴訟と言われているが、第一回配本に収録された証言記録、松山地裁判決文等に続き、第二回配本では上告理由書、上告理由補充書、準備書面、高松高裁、最高裁判決文等を収録。停止原発の再稼働が迫る今、日本の原発政策の帰趨に改めて一石を投ずるものである。

4 福島大学名誉教授・澤正宏氏の書誌事項を含む綿密な解題・解説や詳細な伊方原発関連年表を付し、利用者の便に供する。

### 『伊方原発関連年表』

【伊方原発関連年表】

一九六五(昭和四〇)年  
この年、四国電力(以下、「四電」と略す)は愛媛県津島町の尻貝地区を建設予定地としていたが、地元住民の反対にあい断念する。

一九六六(昭和四一年)  
七月、茨城県の日本原子力発電所が研究機関として初めて原子力発電を起す。日本の商業用原発(日本原子力発電株式会社)の発祥地。

一九六七(昭和四二年)  
二月一日、東京電力福島第一原発一号炉の設置を内閣総理大臣が正式に許可する。一日、福島原発が着工する(用地は大熊町、双葉町)。

一九六八(昭和四三年)  
八月、四電が伊方原発設置のための立地選定を始める。徳島県海部町を建設予定地としたが協議の反対にあい断念する。また、原発建設予定地の愛媛県北宇和郡津島町尻貝地区(現、宇和島市)でも地元住民の激しい反対運動にあい、四電は地質調査の結果を理由に建設を断念する。

一九六九(昭和四四年)  
一月、二日、東京大学工学部教授・内田秀雄が高松市中で講演。地震学者、耐震設計者としての知見から他の原発に比して伊方原発が地震上重要な点を持たないことを述べる。

一九六八(昭和四三年)  
一月、二日、四電は大浜海岸周辺のボーリング調査をするが住民反対運動にあい、「地質が悪い」という理由で原発建設断念を表明する。

一九六九(昭和四四年)  
三月、四日、四電に対して伊方町九町越の土地所有者五二名と地先漁協(町見、有寿、及伊方町長が原発誘致の陳情をする。

七月、八日、「新愛媛新聞」(現愛媛新聞)高知新聞が四国ブロック紙の会社として創刊。が進んでいる用地買収(九町越の約五〇ha)の交渉を明らかにするなど伊方町の原発建設計画(誘致)をスクリーンする。同日、四電は高松市本社を愛媛県庁とで原発建設計画を進めていること、関係地主、漁協などとの予備調査の交渉も既に開始していることを発表する。また同日、山本長村町長は関係地主二〇〇人中、既に七〇人が仮契約済みであることを明らかにする。

同日、当時の伊方町議会議員・高田健一が、約一年前に町議会に原発設置計画が提出され秘密裡にそれを進めてきた事情を明らかにする(「朝日」)。町見漁協組合長・重岡太守も、「この年に町長から話が有り町の発展を決める重大なごとので賛成した」と語る(「新愛媛」)。町議会の原発誘致決議(同年七月末)以前に既に予定地の地主である菅井農家の約九割が売却の仮契約を済ませていたなど、行政、議会、四電が住民を無視して原発を推進してきたことが証言された。

二〇日、臨時の伊方町議会を開き「原発誘致」を議決。一審原告特別委員会の設置対策費二二〇万円を予算化する。町議会が明らかにした登記上の地主は二九件、うち条件付き売買契約調印済は二〇件、対象面積は三八二二〇㎡(総面積は四四万二二六〇㎡)。四電は伊方町を原発誘致地区に決定する。

この町議会の誘致決定は反山本長村町長派には事前に一切の断りもなかった。

九月、伊方町は内田秀雄を招き講演会「原子力発電とその安全性」を行う(町民三〇〇人参加「広報伊方町」)。内田秀雄はこの年の六月以降、原子力安全の国際会議に出席したりして「日本代表としては四回、原発推進政策を進めていく国際を支える重要な人物であった」。

一〇月、三日、川口寛之(元伊方町長)を中心に「伊方原発誘致反対共同委員会」(政党は無関係)を結成。四電にも激しいボーリング機材搬入阻止の実力闘争を展開する。当時、伊方原発では住民と電力会社との闘争が最も激しかった。

一五日、共同委員会が地元住民七五七名の反対署名を集め、伊方町長に住民不在の行政だと抗議、原発の安全性や町の産業の在り方などについて公開質問状を提出する。

斉開演(一九四三年生まれ)の新開演記者。当時、「新愛媛新聞」八幡派支社の記者、住民としての伊方原発設置反対に対する反論記事と掲載する。同県企画部長、同県議会議長が伊方原発建設促進を申し入れる。

一九七〇(昭和四五)年  
三月、七日、八幡派市長、町議会、西宇和郡の町長、町議会議長が伊方原発誘致のための「八幡派原子力発電所誘致期成会」を発足させる。

四月、五日、前年の七月五日からこの日まで四電が原発立地と関係する土地所有者二三名と土地売買契約を締結する。

五月、六日、反対派住民の抵抗を押し、四電によるボーリング調査が始まる。反対運動も激化(デモ、座り込み、同盟休校など)する。

同日、「原子力をかくしていることは危険性がある証拠で、無知につけ込んでみんなをだましたようなものです」という、現地ルポでの農家の怒りの声が紹介される(「朝日」愛媛版)。

「広報伊方町」は特別号「みんなの原発誘致を成功させよう」を発行。誘致による地元の利益の主張と原発批判に対する反論記事と掲載する。同県企画部長、同県議会議長が伊方原発建設促進を申し入れる。

九月、四日、四電に対して愛媛県知事、同県企画部長、同県議会議長が伊方原発建設促進を申し入れる。

### 一九八五(昭和六〇)年

一月、伊方原発訴訟を支援する会が「伊方原発所原子炉設置許可処分取消請求訴訟事件判決(主文)と(理由)(一)審判決(一)審(一)審付付」を作成する(☆)。これは「上段」に第一審の高松高裁判決(原文の「主文」と「理由」)とを縮小複製し、下段には第一審の松山地裁判決(原文の「主文」と「理由」)を縮小複製し、相互対照すること、高松高裁が「被告国側の説がかりな部分」を、どのように取り繕ったかを明確にさせるための資料である。

三月、一日、「安全審査も受けたい」を西尾渡が「月刊社会党」第三四七号(日本社会党中央本部機関紙局)に掲載。国側追迫の伊方原発高裁判決について記す。

四月、一日、国と県と伊方町との間で新しい「安全協定書」が結ばれ、第一八条には原子炉の総数が「三基を限度とする」と改められる。原子炉の規模の制限はない。また、三号炉は規定だった五六万kWをはるかに超え八六万kWとなる。

六月、二八日、原告側が「伊方原発所原子炉設置許可処分取消請求上告事件」上告理由書を作成し、「被告上告人、通商産業大臣」宛てて最高裁判所に提出する(☆)。

七月、一日、「法」光と影を、鎌田慧が「法学セミナー」通号三六七(日本評論社)に掲載。伊方原発の「ゼニ中毒症候群」の実例、二号炉が「弁護士抜き」で開かれていたことなどを記す。

伊方原発周辺で三度目の魚の大量死が起きる。

### 二〇〇四(平成一六)年

二月、一日、欧州連合(EU)のエネルギー政策統括のエッティンガー委員が、日本の将来的な脱原発は可能という認識を示し、再生可能エネルギーの普及を図るべきとも述べる。また、高レベル放射性廃棄物などの最終処分をめぐる技術協力を日本と進めたいとも表明する(共同通信との会見)。

三月、二日、南海トラフ地震(一九四四年の東南海地震)では死者二二三人を出し、つぎ名古屋市が、市内二四%の浸水想定(Mは九二、震度は市内で七・五、死者数の試算は四八〇人以上)を発表する。

八月、伊方原発設置反対運動裁判資料「第五巻」第7巻(第二回配本)、澤正宏、編集、解説(クロスカルチャー出版)別冊付録が刊行される。

三月、伊方原発一号機の使用済み核燃料四体はこの月までに青森県六ヶ所村にある日本原燃の再処理工場に海上輸送される予定である。テロ対策もあり日時、ルートなどは「秘密」となっている。